振込によるお支払い

※銀行振込によるお支払いを希望される場合は、総合受付４番会計窓口に相談後、以下の口座に患者さまの名義でお振り込みください。

銀行名	肥後銀行	支店名	八代支店
口座種別	普通	口座番号	1077
口座名義	熊本労災病院		

※郵便振込によるお支払いを希望される場合は、１階入院受付までお越しください。振込用紙をお渡しいたします。
※なお、振込に係る手数料につきましては、患者さまのご負担となりますので予めご了承願います。

領収書について

領収書の再発行はいたしません。
領収書は、高額療養費の払い戻し、医療費控除の申告等に必要な書類となりますので、大切に保管してください。
※領収書を紛失された場合は、入金証明書を発行いたします。なお、１枚につき 1,100 円（税込）が必要となります。平日時間内（８：15 ～ 17：00）に１階総合受付４番会計窓口にご連絡ください。

17. 当院の入院費計算方法のご案内

当院は厚生労働省の制度認可を受けたＤＰＣ／ＰＤＰＳ（包括評価方式）対象病院です。
患者さまの病名や診療内容に応じた１日当たりの定額（投薬・注射・処置・入院料等）を基本として、入院全体の医療費を計算する方式です。入院中のお薬や注射の量、検査やレントゲンの回数にかかわらず、医療費が１日当たりの定額（包括）となります。
※一部例外的に出来高計算の場合もあります。ご不明の場合は医事課へお問い合わせください。
※ＤＰＣ対象病院は、入院中の患者さまが他の医療機関へ受診されることは制限されています。
・患者さま、ご家族の方はご理解の上、ご協力をお願いいたします。
・やむを得ず受診を希望される場合は、必ず主治医にご相談ください。

18. 高額療養費について

入院費の支払いにつきましては、保険者（市町村、協会けんぽ、健保組合）の発行する「限度額適用認定証」を病院に提示することで病院窓口でのお支払額が軽減されます。
「限度額適用認定証」の交付には、保険者（市町村、協会けんぽ、健保組合）に交付申請を行う必要があります。（当院では、オンライン資格確認システムを導入していますので、ご利用の場合にはスタッフにお尋ねください）
ご不明な点がありましたら、１階入院受付窓口までご相談ください（各種申請書も準備しております）。
※「限度額適用認定証」とは？
高額な医療費がかかる場合に、ひと月の一医療機関ごとの窓口支払額が、自己負担限度額までに軽減される制度です。

その他

19. 診断書・証明書について

- 診断書及び証明書の受付は、１階総合受付１番窓口横（書類受付）にて行っております。
- 診断書及び証明書は受付当日に発行することはできません。書類の作成が完了次第、担当者からご連絡いたします。
  なお、お渡し場所は書類の種類によって異なりますので、ご注意願います。
- 入院中の患者さまについては、退院日（土・日・祝日の場合は、直近の平日）以降に受付をいたします。（入院中は、書類のお預かりはいたしません）